

東中野図書館 法律情報局

東中野図書館 個性づくりテーマ展示《第6回》

《知りたい！相続》

相続は、一言では言い表せないくらい複雑で難しく、一例ごとに内容が違うのが現実です。

法律や決まりごとの知識を得ることはもちろん必要ですが、「自分の相続はどうか？」

と具体的なことに置き換えて考えることが大切です。

誰が相続をするのか・・・？

財産の取得割合は・・・？



その解決のため、今回東中野図書館では相続について取りあげていきます。自分の場合に照らし合わせて少しでも身近な課題としての相続を考えるきっかけになればと思います。

☆展示期間：平成24年4月28日（土）～6月27日（水）

☆展示場所：東中野図書館3F 法務情報コーナー

☆問い合わせ：東中野図書館
中野区東中野1-35-5
03(3366)9581

被相続人と相続人

通常、働いて得たお金に対しては所得税が課せられます。それと同じように相続する財産にも税金がかかります。そもそも「相続」とは「ある人の財産をその人の死後に特定の範囲の人達に引き継がせる」ことをいいます。その引き継いだ財産に課せられるのが、「相続税」というわけです。

このときの財産とは、土地や建物、現金などのプラスの財産だけでなく、借金などのマイナスの財産も含まれています。

死亡して財産を残す人
「被相続人」

財産を引き継ぐ人
「相続人」



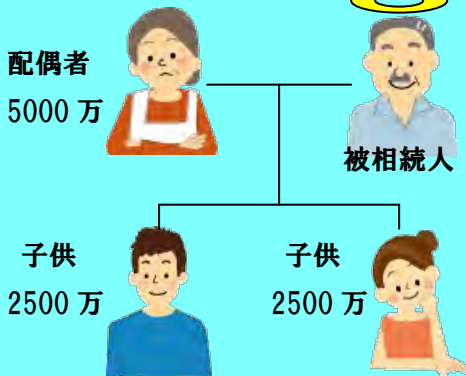
法定相続と指定相続

誰がどのくらいの割合で相続したらよいのか・・・遺産をめぐる争いごとが起きないように法律はきちんと遺産の分け方を決めてくれています。この民法が定めた割合を「法定相続分」といいます。遺言がない場合や相続人の間に特別の合意がない場合には、それぞれの相続人が法定相続分により遺産を分けることとなります。(下記に相続例を2例掲載) 一方で、誰にどの程度の遺産を与えたいと被相続人が考えるのは自然なことです。「妻には財産の2/3を残したい」「長男にはこの土地を与えたい」など、遺言で各相続人の相続分を指定する分を「指定相続分」といいます。

被相続人が遺言で残した指定相続分が民法で決められている法定相続分と異なっても問題ありません。法定相続分はあくまで遺言がない場合の補助的な基準なので、第一に故人の意思が尊重される指定相続分が法定相続分よりも優先されます。

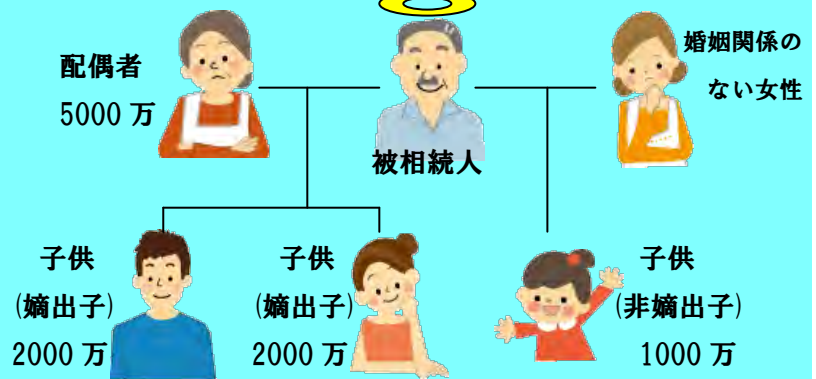
法定相続ケーススタディ (遺産額1億円の場合)

配偶者と子供2人が相続人の場合



配偶者の相続分は1/2、子供も1/2になります。子供が複数いる場合は、1/2を均等に分けます。この子供には養子も含まれます。

非嫡出子がいる場合



非嫡出子(婚姻関係がない男女間に生まれた子供)にも相続権はありますが、父親の相続人になる場合は、認知(戸籍上の届出)されていることが必要です。また、非嫡出子の相続分は嫡出子の1/2になります。

遺言書 ～偽造・変造を防ぐ～

遺言は決められた一定の方式に従った書面のものでなければ法的に認められません。法律上、認められている遺言の方式はいくつかの種類がありますが、一般的な普通方式は以下の3つです。

●自筆証書遺言

- ・・・遺言者がすべて自筆で作る遺言書のことです。証人が不要で費用がかからず、紙とペンと印鑑さえあれば作成できるため、最も簡単な方式と言えるでしょう。その反面、遺言そのものが発見されないケースや偽造や改ざんのおそれがあり、かえってトラブルを招くケースもあります。また、家庭裁判所での検認（※1）が必要です。

●公正証書遺言

- ・・・遺言者が口頭で述べた内容を2人以上の証人の立会いのもと公証人（※2）が文書にする遺言書です。法的な不備を回避できますが、遺言内容を証人や公証人に知られたり、費用がかかります。

●秘密証書遺言

- ・・・遺言者自身が作成して封印した遺言書を公証してもらおう方式です。遺言書を秘密に保管するために用いられます。自筆の必要はないですが、検認が必要です。

※1 「検認」・・・遺言書の偽造・変造を防止し、遺言書の記載を確認するための手続き。家庭裁判所において相続人または代理人が立ち会い、検認を受けると「検認調書」が作成される。

※2 「公証人」・・・「公証人法」という法律に基づいて法務大臣が任命した公務員。民事に関する公正証書を作成する権限などを持っていて、その多くは裁判官や検察官などの退職者が任命されている。

普通方式遺言の比較表	書く人	証人または立会人	秘密保持	検認の必要
自筆証書遺言	本人	不要	適している	有
公正証書遺言	公証人 (口述筆記)	証人2人以上	公証人と証人には内容を知らせてしまう	無
秘密証書遺言	誰でも可能 (本人が望ましい)	証人2人以上と公証人1人	適しているが遺言の存在は公証人と証人に知られる	有

無効となる遺言

民法が一定の方式に従った書面でなければ遺言として認めないとしているように「私が死んだら土地はあの人にあげて・・・」などと録音したり、口頭で相続人に伝えたりしても、それは遺言としては無効になります。



出典：曾根恵子／著『いちばんわかりやすい相続・贈与の本』成美堂出版、2008年
久野幸一／監修『相続と贈与がわかる本』成美堂出版、2011年

オススメ展示図書

『もめる相続もめない相続』

灰谷 健司／著
角川マガジンス
2011年



《内容紹介》

遺される家族の立場を中心として、相続に関するさまざまな問題をよくある事例を通じて解説する。相続税制改正法案の内容なども紹介。コピーして使える、書き込み式オリジナル・エンディングシート付き。2冊に1冊はもめている!?

『「華麗なる一族」から学ぶ 相続の基礎知識』

チェスター／著
亜紀書房
2011年



《内容紹介》

ミステリー小説を題材にして、遺言、遺産分割、生前贈与、相続税のトラブル回避策を紹介する。巻末に文中に登場する専門用語・重要なポイントの解説付き。

『相続の現場55例』

八木 美代子／著
ダイヤモンド社
2012年

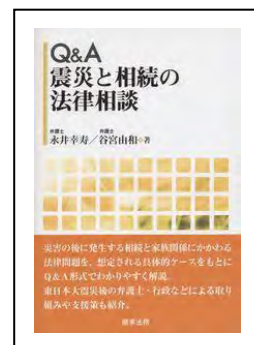


《内容紹介》

個人や企業に無料で税理士を紹介する会社「ビスカス」の代表取締役が、北海道から九州、そして未だガレキの残る被災地まで、全国55か所の税理士事務所で取材してきた、相続に関する55の事例を紹介する。

『Q&A 震災と相続の法律相談』

永井 幸寿／【ほか】著
商事法務
2012年



《内容紹介》

災害の後に発生する相続と家族関係にかかわる法律問題を想定される具体的ケースをもとにQ&A形式でわかりやすく解説。東日本大震災後の弁護士・行政などによる取り組みや支援策も紹介する。

【展示図書リスト】

書名	著者名	出版者名	出版年
お金持ちじゃない人の相続の本	市民と相続を考える税理士の会／著	明日香出版社アシスト出版部	2012
親の葬儀と手続き・相続・法要のすべてがわかる本	二村 祐輔／【ほか】著	ナツメ社	2012
Q&A相続税誰もが知っておきたいポイント	宮原 弘之／著	大蔵財務協会	2012
Q&A相続・遺言110番	東京弁護士会相続・遺言研究部／編	民事法研究会	2012
すぐに役立つ入門図解相続・贈与の法律と税金疑問解決マニュアル	小峰 衛／監修	三修社	2012
遺言の書き方と相続・贈与	比留田 薫／監修	主婦の友社	2012
親が亡くなったあとで困る相続・遺言50	小山 信康／【ほか】著	総合法令出版	2011
サラリーマンのための相続トラブル対策	木村 金蔵／【ほか】著	幻冬舎メディアコンサルティング	2011
知っておきたい相続&税金	石原 豊昭／監修	自由国民社	2011
図解相続税・贈与税	青木 公治／編	大蔵財務協会	2011
ずるいぞ！その相続	奥田 周年／編著	かんき出版	2011
相続&相続税プロが贈る8の処方箋	坪多 晶子／【ほか】著	清文社	2011
相続と贈与がわかる本	久野 幸一／監修	成美堂出版	2011
東日本大震災をめぐる税制特例	奥村 真吾／著	清文社	2011
もめる相続をもめなくする本	二見 善哉／著	主婦の友社	2011

↓この本読んで！イチオシ本！！

『磯野家の相続税』

長谷川 裕雅／著 すばる舎 2011年

「うちには関係ないこと」と、本当に言い切れますか？

相続税・贈与税の基本的な知識、課税対象になる財産、有効な節税方法など、

遺す側・遺される側の双方が知っておくべき知識と対策方法をシミュレーション

ン解説します。



☆このリストのほかにも多数取り揃えております☆

相続について調べる方に

1. 情報検索のキーワード

様々な「キーワード」を使うことで、効率的な情報の検索が可能になります。

相続法 / 相続税 / 贈与税 / 遺産 / 遺言 / 遺産分割
遺産相続 / 法律相談 / 法定相続 / 紛争解決



2. 図書資料を調べる

中野区立図書館のホームページや利用者開放端末（OPAC）で調べてみましょう。

『中野区立図書館ホームページアドレス』

⇒ <http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/>

・・・中野区立図書館のホームページや利用者開放端末（OPAC）で調べてみましょう。

『中野区立図書館ホームページアドレス（携帯）』

⇒ <http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/i/>

・・・中野区立図書館のホームページの携帯版。

『東京都公立図書館統合検索』

⇒ <http://ufinity01.jp.fujitsu.com/metro/>

・・・東京都内の公立図書館の蔵書について一括して検索できます。

『国立国会図書館サーチ』

⇒ <http://iss.ndl.go.jp/>

・・・国立国会図書館の資料を検索できます。

3. オンラインデータベースで調べる

中央図書館では、参考資料コーナーの利用者開放インターネット端末から、以下のデータベースを利用できます。

種類	概要
官報情報検索サービス	1947年5月3日から当日までの官報記事の検索
聞蔵Ⅱビジュアル	1926年から当日までの朝日新聞の検索
日経テレコン21	1975年4月から当日までの日経4紙の新聞記事や企業情報などの検索
MAGAZINEPLUS	1981年からの一般紙・総合誌の雑誌記事検索や学術論文などの検索
WHOPLUS	歴史上の人物から現在活躍する人物まで、約32万人のプロフィールの検索
D1-Law.com	判例情報のほか、法律などの改廃履歴、法律判例文献情報などの検索

4. 基本的な情報を調べる

●テーマの棚を調べてみましょう。

分野	分類記号	分野	分類記号
相続法	324.7	財産税	345.5



●テーマに関する図書で調べてみましょう。

『遺言の書き方と相続・贈与』 比留田 薫／監修 主婦の友社 2012年

『相続と贈与がわかる本』 久野 幸一／監修 成美堂出版 2011年

5. 判例について調べる

実際にどのような裁判が行われているのか調べてみましょう。

『論点体系判例民法10』 能見 善久／【ほか】編集 第一法規 2009年

『要約相続判例109』 本橋 美智子／著 学陽書房 2009年

★インターネットで探す

『裁判例検索 — 最高裁判所 —』 <http://www.courts.go.jp>

・・・最高裁が提供する裁判例検索システム。裁判所名・事件番号・裁判年月日等で検索可能。

6. インターネットを活用する

インターネットで相続に関するさまざまな事を調べてみましょう。



『相続税・贈与税 — 国税庁 —』

⇒ <http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/sozoku-zoyo.htm>

・・・国税庁ホームページ。専門的な相続税の取り扱いに関する情報も掲載。

『相続ドットコム』

⇒ <http://www.souzoku-navi.com/>

・・・相続手続きに関する情報を掲載。法律事務所を検索することも可能。

『日本弁護士連合会ホームページ』

⇒ <http://www.nichibenren.or.jp/>

・・・法律相談案内や条件を指定して弁護士を検索することが可能。

～世界のおもしろ法律～

Vol.1 【女性トイレの便器の数は男性トイレの便器の数より多く設置



しなければならない。】

韓国：公衆トイレなどに関する法律

2002年、サッカーワールドカップ日韓大会が開催されたのをきっかけに韓国政府と市民団体などが「汚いトイレが世界で報道されてしまうのは国家の恥」と法令化を提案したところ、「こんな法律まで作られなければならないのか・・・」と苦笑されながらも、なんと180対0という圧倒的多数で可決され、国の法律になってしまったのがトイレ法です。各自治体もそれにあわせ、続々と同様の条例を作ったそうです。

これに興味を持ったのが、2008年に北京五輪を開催した中国。「韓国のトイレに学ぼう運動」という動きがニュースになったほどです。中国の大手メディア「人民日報」は、「韓国人は食文化だけでなく、便文化も重要視する」と伝えています。

Vol.2 【「水を1杯ください」と求められたら、持っている人は必ず

出さなければいけない。差し出さない場合は不法である。】



アメリカ：アリゾナ州法

アリゾナは、サボテン生い茂る砂漠と針葉樹の密生する山脈が大部分を占めるという土地柄です。こんな場所では、水を持っているかどうかで健康状態や時には生死すら左右するのです。

古くから水を求められるということは、緊急事態の可能性があるので差し出すのが礼儀です。もちろん自分に余裕がある範囲内で差し出します。最後の1杯の場合は相手と相談して決めてください。ですから、条文でも「違法」と記さずに「不法」というあいまいな表現となっています。

同じ「持つ者が持たざる者に分け与えなければならない」ことを定めた法に次のようなものがあります。

「刑務所から囚人が出所するときは、無事に出られるように刑務所が弾を込めたピストルを提供しなければならない。」カナダ：アルバータ州法

日本でも山小屋を営む人に対して、「悪天候で避難を求めた登山客にはどんなに混んでいても受け入れる」と決められているのとまったく同じ。それを明文化した条文なのです。